



2023年8月28日

各位



岐阜県社会福祉協議会・名古屋市社会福祉協議会との 「遺贈寄付」提携契約の締結について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（会長 森川 幸江）ならびに社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会（会長 河内 尚明）と「遺贈寄付」提携契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当行では、ご自身の遺産を社会貢献に役立てて欲しいという「遺贈寄付」への注目が高まるなか、幅広い事業領域を活かした地域プロデュースの一環として、2019年10月より岐阜県内の市町村などを中心に「遺贈寄付」に関する提携を行ってきました。

かかる状況下、今般、地域の社会福祉に対する「遺贈寄付」ニーズにもお応えするため、当行では初めて社会福祉協議会との提携をスタートしました。なお、今回の両社会福祉協議会との契約締結により、当行の「遺贈寄付」提携先法人は合計50団体となります。

今後も当行は、地域社会・地元団体への「遺贈寄付」を通じて、地域のお客さまの尊いお志や想いの実現を支援し、地域社会の持続的な発展・成長を目指してまいります。

記

1. 契約締結日

2023年8月28日（月）

2. 提携の内容

- 当行は「遺贈寄付」のニーズがあるお客さまに対し、「遺贈寄付」提携先法人として、社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会、社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会をご紹介します。
- 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会、社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会は「遺贈寄付」を希望されるお客さまに、相談先として当行を紹介することが可能となります。当行は「遺贈寄付」に関する相談に対し、お客さまの意向に沿った商品・サービスを提供します。

3. 提携先の概要

提携先	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
代表者	会長 森川 幸江
所在地	岐阜県岐阜市下奈良二丁目2番1号

提携先	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
代表者	会長 河内 尚明
所在地	愛知県名古屋市北区清水四丁目17番1号

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】